

第2章

計画の性格

第2章 計画の性格

東京都特別支援教育推進計画（以下「本計画」という。）は、これまでの「心身障害教育」から「特別支援教育」への転換に当たり、LD等を含め障害のある児童・生徒等の教育に対する都民の期待にこたえるため、都立盲・ろう・養護学校が抱える課題の解決や、小・中学校における特別支援教育の充実への支援の在り方など、これからの方針における特別支援教育の推進に関する展望を明らかにする総合的な計画です。

1 計画期間及び長期計画と実施計画

(1) 計画期間

計画の期間は、平成16年度から平成25年度の10年間とします。

なお、都立盲・ろう・養護学校の規模と配置の適正化については、平成27年度までを計画継続期間とし、平成16年度から平成25年度までに着手するものを計画化しています。

(2) 長期計画と実施計画

この計画においては、都における特別支援教育推進の基本的な方向を示すものとして、「長期計画」を定めます。

また、「長期計画」の実現に向け、当面の具体的な計画として、平成16年度から平成19年度までの「第一次実施計画」を定めます。したがって、新規に平成16年度から開始している事業については、本計画では「新規事業」としてあります。

なお、「第二次実施計画」以降は、対象となる幼児・児童・生徒数の推計や進路希望の動向、学校の実態、社会の動向等を勘案しながら、3年ごとに策定します。

計画の区分	計画期間（注）	計画の策定時期
第一次実施計画	平成16年度～平成19年度	平成16年11月策定
第二次実施計画	平成20年度～平成22年度	平成19年度に策定（予定）
第三次実施計画	平成23年度～平成25年度	平成22年度に策定（予定）

（注） 計画期間のうち、都立盲・ろう・養護学校の適正な規模と配置に関する実施計画については、計画に着手する期間を示しており、開校は平成27年度までの計画継続期間内となります。

(3) 国の動向を踏まえた計画の推進

現在、中央教育審議会において、特別支援教育を推進するための制度の在り方についての調査・審議が行われており、本年度内に答申が出される予定となっています。今後、国においては、中央教育審議会の答申を踏まえた法改正などの動きが予想されます。その場合は、本計画の内容を一部変更する場合があります。

2 都及び区市町村の役割

(1) 都の役割

ア 東京都教育委員会（以下「都教育委員会」という。）の役割

都立盲・ろう・養護学校が抱える課題の解決及び小・中学校における特別支援教育の充実への支援に向け、児童・生徒等や保護者・都民のニーズ、在籍者数の動向、社会の動向、財政状況等を総合的に勘案し、適時・適切な計画の策定と迅速な推進に努めます。

イ 都立盲・ろう・養護学校の役割

都立盲・ろう・養護学校においては、在籍する児童・生徒等の教育内容・方法の充実や地域の小・中学校等への支援などについて、本計画に示す趣旨及び方向を踏まえ、自校の改革・改善に向けて積極的に取り組む必要があります。

(2) 区市町村の役割

LD、ADHD、高機能自閉症等の児童・生徒に対する教育環境の整備の在り方については、国の制度改正の動向や、これまでの心身障害学級における教育の成果及び保護者の要望等を十分に踏まえ、慎重に検討していく必要があります。

しかし、小・中学校における校内体制の整備、関係諸機関や専門家との連携によるネットワークの構築など、国の制度改正に影響されない内容については、早期からの取組を積極的に進めることができます。

今後、区市町村においては、児童・生徒や保護者のニーズ、地域の実情や本計画に示す趣旨を踏まえ、都教育委員会や都立盲・ろう・養護学校等と連携しつつ、特別支援教育推進体制の整備計画を進めていくことが望まれます。

